

# 早稲田大学日本語教育学会 会則

第1条（名称） 本会は早稲田大学日本語教育学会と称する。

第2条（目的） 本会は日本語教育の研究ならびに会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条（事業） 本会は次の事業を行う。

- 一、研究発表会等の開催
- 一、会誌等の発行

第4条（所在地） 本会は 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-21-1 早稲田大学大学院日本語教育研究科内におく。

第5条（会員）

1 本会は次の会員を以て構成する。会員は定められた会費を納入しなければならない。

- 一、早稲田大学大学院日本語教育研究科専任教員、及び日本語教育研究センター専任教員
- 一、早稲田大学日本語教育研究センター及び日本語教育研究科助手、助教
- 一、早稲田大学大学院日本語教育研究科大学院生、及びその修了生
- 一、早稲田大学大学院日本語教育研究科、及び日本語教育研究センターの任期付教員、非常勤講師、インストラクター（非常勤）、外国人研究員
- 一、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者。但し、上記の資格がない者は、現会員1名の紹介と会長（または副会長）の承認を得ること

2 早稲田大学大学院日本語教育研究科専任教員、日本語教育研究センター専任教員を維持会員とする。

第6条（役員・委員）

- 一、本会に役員として、会長、副会長、会計監査、委員として、評議委員、大会運営委員をおく。また、事務局には、庶務委員、会計委員をおく。
- 一、会長は本会を代表して会務を統括する。
- 一、役員・委員は本会の運営に関する諸事項を処理する。
- 一、会長は評議委員会を開き、討議した内容を会の運営に活かすこととする。
- 一、大会運営委員として、学生委員、一般委員をおく。

第7条（役員・委員の選出・任期） 役員・委員の選出、及び任期については次の通りとする。

- 一、会長は、評議委員より選出される。評議委員は早稲田大学大学院日本語教育研究科専任教員、日本語教育研究センター専任教員より選出される。
- 一、副会長、会計監査は、会長が任命する。
- 一、大会運営委員は会員より選出され、学会の企画・運営を行う。
- 一、庶務委員、会計委員は早稲田大学大学院日本語教育研究科助手、助教、及び早稲田大学日本語教育研究センター助手、助教より選出される。
- 一、役員・委員の任期は1学期間とする。ただし、再任をさまたげない。
- 一、大会運営委員における学生委員は、各学期の「博士後期課程1期日在学生」、及び「修士課程1期日在学生」を中心に選出される。

第8条（総会） 本会は年2回定期総会を開催する。また、緊急を要する場合、随時総会を開くことができる。

第9条（経費） 本会の経費は次のものを以てあてる。

- 一、会費
- 一、寄付金
- 一、その他

なお、会費は、維持会費・一般会費・学生会費の別とする。

第10条（事業年度） 本会の事業年度は、春学期を4月1日から9月30日まで、秋学期を10月1日か

ら3月31日までとする。なお、会計年度は、春学期を8月末日まで、秋学期を2月末日までとする。

第11条（改正） 会則等の変更・改正は総会の決議による。

第12条（会費） 本会の会費は次の通りとする。

一、維持会員会費 5000円（退職時まで毎年納入、退職年度の納入をもって終身会費とする。）

一、一般会員会費 3000円（入会時に一括納入、終身会費とする。）

一、学生会員会費 2000円（入会時に一括納入、終身会費とする。）

第13条（退会） 本会員で退会しようとする者は、その旨を本会事務所に通知し、もし会費に未納がある場合にはこれを完納しなければならない。

第14条（資格の喪失） 会員にして著しく学会の名誉を傷つけたときは総会の決議により除名する。

第15条（設立年月日） 本会の設立年月日は、2001年11月15日とする。

付 則

第1条 本会は必要に応じて、総会の承認を経て支部を設けることができる。

第2条 本会則は2004年10月1日より改訂・施行する。

第3条 本会則は2006年10月1日より改訂・施行する。

第4条 本会則は2008年4月1日より改訂・施行する。

第5条 本会則は2009年4月1日より改訂・施行する。

第6条 本会則は2009年10月1日より改訂・施行する。

第7条 本会則は2010年4月1日より改訂・施行する。

第8条 本会則は2010年10月1日より改訂・施行する。

第9条 本会則は2013年4月1日より改訂・施行する。

第10条 本会則は2014年4月1日より改訂・施行する。

第11条 本会則は2016年4月1日より改訂・施行する。

第12条 本会則は2017年4月1日より改訂・施行する。

第13条 本会則は2018年4月1日より改訂・施行する。

第14条 本会則は2018年10月1日より改訂・施行する。

第15条 本会則は2019年4月1日より改訂・施行する。

第16条 本会則は2019年10月1日より改訂・施行する。

第17条 本会則は2020年4月1日より改訂・施行する。

第18条 本会則は2023年10月1日より改訂・施行する。

=====